定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑧　申請者が共同企業体であって、客観的事項及び特別事項について算定した点数の調整（数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月１日付け港管第3722号）第６条⑶に規定する共同企業体の特例をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者をいう。以下同じ。）の総合数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の④及び⑦に掲げる書類、５（建設工事）①イに掲げる項目について記載した書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　業態調書
②　技術者経歴書
③　営業所一覧表
④　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
⑤　営業に関し、法令上必要とする登録証明書等又はその写し
⑥　財務諸表類
⑦　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］申請者が次に掲げる者であるときは、次に定める書類をもって④及び⑤に掲げる書類並びに②及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

ⓐ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）　測量法第55条の８に規定する書類の写し

ⓑ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓒ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓓ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。
②　申請書等中の金額について、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者

（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者。

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査

競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。

（建設工事）

希望工事種別ごとに次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目について点数を付与する。

①　客観的事項

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）

ハ　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

ニ　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

②　特別事項

イ　定期の資格審査を行う直前の10月１日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間に完成した工事成績等

ロ　定期の資格審査を行う直前の12月１日の港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）

（測量・調査）

次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目に点数を付与する。

①　客観的事項

イ　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の測量調査の年間平均実績高